

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)の広報誌「看護こうち」(以下「広報誌」という。)に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、会員サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告を掲載する位置、広告掲載料等)

第2条 広告を掲載する紙面、位置、枠数、刷り色、サイズ及び広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 紙面 裏表紙
- (2) 位置 別表第1(広告掲載イメージ)に定める①、②、③
- (3) 枠数 本会が使用する掲載記事内容等に応じた枠数(3枠までとする。)
- (4) 刷り色 フルカラー
- (5) サイズ及び1回当たりの広告掲載料(税別)

ア 1/12 ページ(縦42mm×横87mm)(別表第1の①、②又は③) 20,000円

イ 1/6 ページ(縦42mm×横175mm)(別表第1の①+②) 40,000円

ウ 1/6 ページ(縦84mm×横87mm)(別表第1の①+③) 40,000円

2 前項第3号の規定にかかわらず、会長は、広告掲載の申込が多数ある場合等であって、広報誌の編集又は発行に支障が生じないときには、広告を掲載する枠数を3を超えて設けることができる。

(広告の範囲)

第3条 本会は、次の各号のいずれかに該当する業種又は広告は掲載しない。

- (1) 本会の広報媒体として公共性、中立性及び品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 特定の主義主張又は意見広告
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 良好な景観又は風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 本会の情報と錯誤するもの若しくはそのおそれがある表現又は画像を使用したもの
- (14) 当該広告の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (16) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (17) 反社会勢力が関与すると認められるもの
- (18) その他掲載を行う広告として不相当であると会長が認めるもの

(広告掲載の申込)

第4条 広告掲載の募集は、随時行う。

2 広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、この要領を遵守したうえで、広告掲載申込書(別記第1号様式)に広告原稿案を添えて、次の各号に掲げる期日までに申し込むものとする。

- (1) 広報誌4月号(4月20日頃発行号) 当該年の1月31日
- (2) 広報誌8月号(8月20日頃発行号) 当該年の5月31日
- (3) 広報誌1月号(1月20日頃発行号) 前年の10月31日

(広告掲載の決定)

第5条 会長は、前条第2項に規定する広告掲載の申込があった場合には、速やかに審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、遅滞なく広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)により、広告主に通知するものとする。

(掲載広告原稿の提出)

第6条 広告主は、広告掲載が決定したときは、掲載広告原稿を本会が指定する方法により広告主の負担で作成し、本会が指定する期日までに電子データで、本会に提出するものとする。

2 前項に規定する本会が指定する方法及び期日は、広告掲載可否決定通知書に記載するものとする。

(広告掲載料の振込)

第7条 広告主は、広告掲載が決定したときは、広告掲載料を本会が指定する金融機関口座に、本会が指定する期日までに振り込むものとし、振込手数料は広告主が負担するものとする。

2 前項に規定する本会が指定する口座及び期日は、広告掲載可否決定通知書に記載するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 振り込まれた広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告掲載料の全部又は一部を返還することができるものとする。

- (1) 広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 広報誌の発行の遅延により広告掲載内容に変更又は影響が生じたとき。
- (3) その他、会長が返還することに正当な事由があると認めるとき。

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条に規定する広告掲載の決定後においても、当該決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告の内容が第3条に該当すると判断したとき。
 - (2) 第6条に規定する本会が指定する方法による広告原稿の提出が、本会が指定する期日までにないとき。
 - (3) 第7条に規定する本会が指定する金融機関口座に広告掲載料の振込が、本会が指定する期日までにないとき。
 - (4) その他、広告掲載が広報誌の編集又は発行に支障になると判断したとき。
- 2 会長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、速やかに広告掲載取消決定通知書(別記第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主は、次の各号に掲げる期日までに広告掲載取下届出書(別記第4号様式)により届け出て、広告掲載を取り下げることができる。

- (1) 広報誌4月号(4月20日頃発行号) 当該年の3月10日
- (2) 広報誌8月号(8月20日頃発行号) 当該年の7月10日
- (3) 広報誌1月号(1月20日頃発行号) 前年の12月10日

2 前項の規定により広告掲載が取り下げられた場合でも、振り込まれた広告掲載料は、返還しない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負い、第三者に損害を与えた場合には、広告主の責任及び負担により解決しなければならない。

(免責)

第12条 本会は、広告の掲載、内容等に起因する名誉棄損の請求又は訴訟、プライバシーの侵害、著作権の侵害、その他の請求に関し、一切の責任を負わないものとする。

2 広告掲載の形式、方法等の条件は、本会の都合により予告なく変更する場合がある。

3 本会は、広報誌の発行に遅延又は中断が生じても、申し込みされた広告掲載に影響が生じなかった場合は、一切の責任を負わないものとする。

(事務)

第13条 広告に関する事務は、公益社団法人高知県看護協会事務局設置規程第4条に規定する総務部門で行う。

(補則)

第14条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合には、誠意をもって本会と広告主双方が協議し、その解決を図るものとする。

2 この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第15条 この要領の改廃は、会長の決裁による。

附 則(令和8年3月14日)

この要領は、令和8年3月14日から施行し、広報誌「看護こうち」令和8年8月号に掲載する広告から適用する。

第1号様式(第4条関係)

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載申込書

年 月 日

公益社団法人高知県看護協会会長 様

住所 〒

ふりがな
氏名(法人の場合は、団体名、代表者の役職・氏名を記入)

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領第4条第2項に基づき、広告原稿案を添えて、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

<p>広告希望規格</p>	<p><input type="checkbox"/> 1/12 ページ(広告掲載料(税別)20,000 円) () 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める① () 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める② () 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める③ <small>《注》①、②、③の希望される位置は、編集等の都合により、希望に沿えないことがあります。</small> <input type="checkbox"/> 1/6 ページ(広告掲載料(税別)40,000 円) () 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める①+② () 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める①+③ <small>《注》いずれの場合も、掲載ページは広報誌の裏表紙で、フルカラー印刷になります。</small></p>
<p>掲載希望発行号</p>	<p><input type="checkbox"/> 4月号(4月20日頃発行号) <input type="checkbox"/> 8月号(8月20日頃発行号) <input type="checkbox"/> 1月号(1月20日頃発行号) <small>《注》本会の事業により発行日が変更になることがあります。</small></p>
<p>添付書類</p>	<p>広告原稿案以外の添付書類 <input type="checkbox"/> 有(内容:) <small>《注》添付書類をメールで提出するときは、PDF形式で送付してください。</small> <input type="checkbox"/> 無</p>
<p>担当者連絡先</p>	<p>担当部署： <small>ふりがな</small> 氏名： TEL： FAX： E-mail アドレス：</p>

[注1] この申込書の提出により、掲載が決定されるものではありません。掲載の可否については、別途通知します。

[注2] 広告原稿案を必ず添付してください。メールで提出するときは、PDF形式で送付してください。

[注3] 広告申込者は、公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領を遵守してください。

第2号様式(第5関係)

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載可否決定通知書

年 月 日

氏名(法人の場合は、団体名、代表者の役職・氏名)
様

公益社団法人高知県看護協会会長

年 月 日付けで申し込みのあった公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」への広告掲載について、公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領第5条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 広告掲載の可否 掲載します。
 掲載しません。(理由:)

2 決定内容

- (1) 掲載発行号 年 月発行号
- (2) 広告掲載規格 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める①
 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める②
 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める③
 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める①+②
 広告掲載取扱要領別表第1「広告掲載イメージ」に定める①+③

3 広告掲載料 円(税込み)

4 掲載広告原稿(電子データ)の提出

- (1) 提出データ：完全原稿の編集ソフトデータ及びカンパ見本(PDF形式)
- (2) 提出期限： 年 月 日
- (3) 提出先・問い合わせ先：公益社団法人高知県看護協会 広報担当
〒780-8066 高知市朝倉己825番地5
TEL088-844-0678 FAX088-844-0053

5 広告掲載料の振込

- (1) 振込先 ア 金融機関・支店名： 銀行 支店
イ 口座番号：普通預金
ウ 口座名義：
- (2) 振込期限： 年 月 日 *振込手数料は、振込主にてご負担いただきますようお願いいたします。
- (3) インボイス登録番号：T1490005006026

〔※注〕 広告者は、公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領を遵守してください。

第3号様式(第9条関係)

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取消決定通知書

年 月 日

氏名(法人の場合は、団体名、代表者の役職・氏名)
様

公益社団法人高知県看護協会会長

年 月 日付けで決定しました公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」への広告掲載について、公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領第9条に基づき、下記のとおり取消を決定しましたので通知します。

記

1 広告掲載の取消理由

- 広告の内容が公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領第3条第 号に該当
- 広告原稿の提出が指定する期日までになかった。
- 広告掲載料の振込が指定する期日までになかった。
- その他(理由:)

2 広告掲載の取消年月日: 年 月 日

*公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領(抄)

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条に規定する広告掲載の決定後においても、当該決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告の内容が第3条に該当すると判断したとき。
- (2) 第6条に規定する本会が指定する方法による広告原稿の提出が、本会が指定する期日までにないとき。
- (3) 第7条に規定する本会が指定する金融機関口座に広告掲載料の振込が、本会が指定する期日までにないとき。
- (4) その他、広告掲載が広報誌の編集又は発行に支障になると判断したとき。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、速やかに広告掲載取消決定通知書(別記第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

第4号様式(第10条関係)

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取下届出書

年 月 日

公益社団法人高知県看護協会会長 様

住所 〒

氏名(法人の場合は、団体名、代表者の役職・氏名を記入)

㊞

年 月 日付けで決定を受けました公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」への広告掲載について、公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領第10条に基づき、「広告掲載を取り下げたい」ので、下記のとおり届け出ます。

記

1 取り下げる理由

2 その他

*公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載取扱要領(抄)
(掲載の取下げ)

第10条 広告主は、次の各号に掲げる期日までに広告掲載取下届出書(別記第4号様式)により届け出て、広告掲載を取り下げることができる。

- (1) 広報誌4月号(4月20日頃発行号) 当該年の3月10日
- (2) 広報誌8月号(8月20日頃発行号) 当該年の7月10日
- (3) 広報誌1月号(1月20日頃発行号) 前年の12月10日

2 前項の規定により広告掲載が取り下げられた場合でも、振り込まれた広告掲載料は、返還しない。

公益社団法人高知県看護協会広報誌「看護こうち」広告掲載イメージ

